

保証委託契約書

私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社八十二長野銀行（以下、「銀行」といいます。）とのカードローン「ユニティ」契約（当座貸越契約）規定（以下、「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、長野カード株式会社（以下、「保証会社」といいます。）に保証を委託します。

第1条（保証委託の内容）

- (1)私の委託に基づいて保証会社が負担する保証債務は、私が銀行との間の原契約に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした保証債務とします。
- (2)保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
- (3)私と銀行との間で、借入利率、遅延損害金の料率その他変更が行われた場合は、私に代わり銀行より保証会社に対し、当該変更内容を所定の方法で通知することにより、私と保証会社の間にて改めて本委託約款を変更することなく、引続きこの本委託約款に従って保証を依頼するものとします。

第2条（原債務の履行義務）

保証会社が保証した債務（以下、「原債務」といいます。）について、私はその支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第3条（反社会的勢力等の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③借主自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」といいます。）に該当する罪を犯した者。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行

為。

⑤風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。

⑥犯罪に該当する罪に該当する行為。

⑦その他前各号に準ずる行為。3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、借主は保証会社の請求により、保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。

4. 借主は、前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、保証会社になんらの請求はしないものとします。また、保証会社に損害が生じたときは、借主はその責任を負うものとします。

第4条（代位弁済）

(1)保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。

(2)私は、保証会社が代位弁済によって取得した権利を行使する場合には、本委託約款の各条項を適用されるほか、私が銀行との間に締結した原契約の各条項を適用されても異議ありません。

第5条（求償権の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、私は保証会社に対してただちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

(1)保証会社の保証債務履行金額

(2)保証会社が保証債務履行のために要した費用

(3)保証会社の保証債務履行日の当日から完済に至る日までの期間について代位弁済額に対する年 14.6%（年 365 日の日割計算）の割合の遅延損害金

(4)その他保証会社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます。）

第6条（弁済の充当順序）

この取引による債務および保証会社とその他の取引がある場合には、その債務を含めて弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私は異議を述べないものとします。

第7条（求償権の事前行使）

(1)私について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知催告等がなくても当然に保証会社が保証している金額について保証会社にあらかじめ求償債務を負い、ただちに弁済するものとします。

①原債務が弁済期にあるとき、または原債務の期限の利益を失ったとき

②差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき

③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

④私の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された

とき

⑤私が保証会社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき

⑥住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき

⑦相続の開始のあったとき

(2)次の場合には、保証会社の請求によって前第1項と同様、私はあらかじめ求償債務を負い、ただちに弁済するものとします。

①私が保証会社または銀行との取引約定に違反したとき

②私が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき

③前各号のほかの債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第8条（担保、保証人）

私は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求があり次第ただちに保証会社の承認する担保を差し入れ、または保証人をたてるものとします。

第9条（中止、解約）

(1)私が第6条の各項各号の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約できるものとします。

(2)この取引が前第1項により中止または解約された場合にも、保証会社の保証債務は、私が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。

(3)前第2項の定めにかかわらず本条第1項により保証会社から中止または解約の通知をしたときは、私はただちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社に負担をかけないものとします。

第10条（届出事項の変更）

(1)私は氏名、住所、印鑑、勤務先等届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって保証会社に届け出るものとします。

(2)前第1項の届出を怠ったために、保証会社がした通知または送付した書類等が、延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第11条（報告および調査）

(1)財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、この取引による借入金の使途等について保証会社が請求したときは、私はただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

(2)財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、私は保証会社から請求がなくてもただちに報告するものとします。

(3)保証会社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれがあるときも前第2項と同様とします。

第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第13条（保証委託約款の変更）

(1)本契約は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第14条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第15条（個人情報の取扱いに関する同意）

私は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第16条（準拠法・専属的合意管轄裁判所）

私は、この保証委託に基づく準拠法を日本法とすることに同意します。また、この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、保証会社の本支店所在地の簡易裁判所または地方裁判所の支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上